

## 第1回 宇宙法制小委員会 議事録

1. 日 時 平成30年9月25日(火) 10:30~12:00

2. 場 所 内閣府 宇宙開発戦略推進事務局 大会議室

3. 出席者

(1) 委員

青木座長、石田委員、窪田委員、櫻井委員、下村委員、白井委員

(2) 事務局(宇宙開発戦略推進事務局)

高田事務局長、行松審議官、高倉参事官、山口参事官

(3) 関係省庁等

外務省総合外交政策局宇宙室長

山口 勇

文部科学省研究開発局宇宙開発利用課企画官

山之内 裕哉

経済産業省製造産業局宇宙産業室長

浅井 洋介

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構副理事長

山本 静夫

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構経営推進部長

石井 康夫

株式会社アクセルスペース

株式会社アストロスケール

日本電気株式会社

三井住友海上火災保険株式会社

4. 議事次第(以下○意見・質問等、●回答)

(1) 「人工衛星の運用に関する法制面における論点」について、事務局から資料2に基づき説明を行い、委員からは以下のような質問があった。

○ 実際に発生した衝突事故として、米国とロシアのケースがあるということだが、このときの責任問題は、米国とロシアでどういうぐあいに処理されたのか。(下村委員)

● 我々が入手できる情報は多くないのが、承知している範囲では、国同士で最終的には和解したと聞いている。いずれの衛星もロシアの射場から打ち上げられたものであったため、被害者・加害者は同一の国となる可能性があり、特殊な事例であった。(事務局)

(2) 「軌道上物体の現状」について、JAXAから資料3に基づき説明を行ったが、特段の質疑はなかった。

(3) 最後に、関係事業者4社（アクセルスペース、アストロスケール、日本電気、三井住友海上火災保険）からヒアリングを行った。

アクセルスペースからは、資料4に基づき説明が行われ、「保険設計次第ではあるものの、第三者損害賠償保険の保険料負担は、ビジネス展開の支障となり得る」との意見があった。

アストロスケールからは、資料5に基づき説明が行われ、「ミッション許可プロセスの明確化や政府補償制度の導入の必要性について」意見があり、委員から以下の質問があった。

- 今回ミッション許可プロセスの明確化と政府補償の2つが、競争力の担保と市場を広げるという観点で、両方とも必要、という主旨か。（石田委員）
- ミッション許可プロセスの明確化と政府補償の両方が弊社にとって必要と考えている。潜在顧客ともお話をさせていただいている前提もミッションのライセンスがあること、すなわち政府からお墨つきがいただけることが前提条件となっている。（アストロスケール）
- 政府補償制度の導入については、衝突リスクは低いが、お墨付きのために必要というお考えか。（櫻井委員）
- 政府補償があれば、その分、審査がしっかりされていると見なされるという効果がある。（アストロスケール）
- 競争力の観点から、T P L保険金額を低く設定する必要があるとのご意見だったが、そもそもT P L義務付けを設定していない国はどうか（櫻井委員）
- 既にT P Lの義務付けを行っている国との比較である。（アストロスケール）
- 投資家の投資材料をどの程度意識するかは、検討の余地がある。副次的な効果をどのくらい重視するかは、新しい問題。（櫻井委員）

NECからは、資料6に基づき説明が行われ、「第三者損害賠償保険加入の義務化については、必要性は一定程度理解するものの、保険料次第では事業成立性に影響があり得る」との意見があり、それに対し委員から以下の質問があった。

- ASNAROについて、今後軌道上の何らかの衝突による第三者被害の発生をリスクとして認識しているか。（事務局）
- A S N A R O 1, 2は、いずれも推進系を保持しているので、今のとこ

る、衝突リスクに対しては運用で回避することを考えている。（日本電気）

- リスクも高まるため、保険の必要性も理解はするが、あとはバランス、というご意見と理解。一事業者として、政府補償制度がないと事業が成り立たないということはあるか。（事務局）
- リスクがあるということであれば、保険に入るし、保険に入らない場合は、運用で回避する。義務が必要かどうかについては、リスクを感じたところが入ればいいというのが良いと思う。（日本電気）

三井住友海上からは、「軌道上衝突に起因する第三者損害賠償保険の保険料算定の考え方について」の意見をいただき、委員から以下の質問があった。

- 現時点での宇宙保険のユーザーは誰か。（石田委員）
- 法制度で宇宙保険（軌道上賠償責任保険）の手配が義務付けられている国の衛星運用事業者等が主なユーザーであると理解。なお、日本ではあまり利用がない。（三井住友海上）
- そもそも賠償責任があるのかという議論があると思うが、保険料の算出にその点も考慮に入れているのか。（窪田委員）
- 過去の前例に乏しいが、リスクが存在する以上、保険料の算出には賠償責任が生じることを前提に保険料を計算することになると理解。（三井住友海上）

（４）その他、最後に今後のスケジュール等について、事務局から説明を行い、本日の宇宙法制小委員会を閉会した。